

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 村 和明

本論文は、日本近世の朝廷の成立と展開を、とくに朝廷機構のうち仙洞機構の確立過程とその仕組みを中心に考察したものである。まず「序章」で、近世朝廷を機構や制度に着目して解明することの意義を述べ、11章からなる論文を4部に編成している。

第Ⅰ部「近世初期の朝廷機構と江戸幕府」では、朝廷機構の成立が幕府の政策と関連づけて論じられる。1章では将軍の血をひく明正院に付けられた公家の検討から、幕府の外戚路線が後の朝廷機構に影響を与えたことを明らかにする。2章は、公家と朝廷機構の基礎をなす知行と役料が、徳川家綱政権のもとで確立したことを指摘する。

第Ⅱ部「近世朝廷機構の確立と上皇」では、朝廷機構の確立が仙洞と東宮の御所機構から論じられる。1章は、17世紀後半から18世紀初頭の仙洞御所機構の確立過程を番衆の勤番体制から考察するとともに、霊元天皇の院政構想が挫折した結果、朝廷機構は院政を前提としない形で確立したと明快に論じる。2章は、東宮御所の「三卿」が、霊元天皇の院政構想は挫折したものの、天皇と東宮の回路として定着していったと指摘する。3章は、桜町上皇が内々で摂政および武家伝奏と協力して朝廷を運営していた実態を明らかにする。4章は、光格上皇の仙洞御所に参仕した院伝奏、院評定の制度と役割を検討し、その職掌は仙洞御所に限定され、しかも禁裏機構の統制をうけていたことを指摘する。

第Ⅲ部「擬古的職制の整備と朝廷儀式」では、仙洞御所の擬古的な職制と儀礼が論じられる。1章では、形式的におかれた執権などの「院司」が、仙洞御所の儀礼への参加を通じて継続的に補任されるようになったと指摘する。2章では、天皇と上皇の四方拝を比較し、儀式の変化とともに、当初は上皇が朝廷政務をとる象徴であったが、仙洞御所独自の儀礼に変化したこと明らかにする。3章は、仙洞御所で行われた「田植え御覧」は朝廷儀礼ではない年中行事であり、農民や参観する町人など民衆との関わりにも触れる。

第Ⅳ部「近世朝廷史料論」は、近世朝廷関係の史料論である。1章は朝廷で作成された公的記録類を整理、2章は東京大学が所蔵する朝廷関係史料の調査報告である。

本論文の主要な成果は、①霊元天皇の院政構想と挫折の分析を通して、近世朝廷が院政を前提にしない政務機構を確立したと論証したこと、②桜町上皇の朝廷運営の検討により、上皇が実質的に朝廷を運営する仕組みを部分的ながら解明したこと、③これまで未解明であった仙洞御所と東宮御所の機構および儀礼を精緻に明らかにしたこと、以上三点である。

本論文は、前提に膨大な史料の博搜と着実かつ綿密な史料読解・分析があり、それらが本論文の成果を確かなものになっている。また、生前讓位が伝統の近世朝廷において、上皇および仙洞御所の解明が重要であることを見抜いた着眼が優れた研究成果を生んでいる。しかし、随所に鋭い指摘があるものの試論にとどまるところがあり、結論部分で全体の総括が必ずしも十分に行われていない点に問題を残すが、本審査委員会は、上記のような顕著な成果に鑑みて、本論文が博士(文学)の学位を授与するに値するとの結論を得た。